平成25年度税制改正(地方税)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	6									<u> </u>	存省庁 4	<u> </u>	厚生労	働省・内	内閣官	房
対象	税目	個人	、住民税	法人住民	民税	住民税(利	子割)	事業税	不動産取得	税	固定資産和	兑 事	業所税	その他	()
要望 項目名		新	型イン	フルエ	ンザ	[:] 等 対 策	特別	措置法	の成立に	伴:	う非課税	措置	の創設	ይ		
要望内容(概要)		伊書	新型イ 者に対 の理解	ンフルエン する医療等 と協力が	ンザ等 等実施 下可欠	の要請等。 であり、	た場合(を行うこ 万が一 ^集	こは、新型 こととなる 寺定接種(既要) !インフルエ: るが、これらに こよる健康被 ければならな	の対 害や	策を実施す	るに当	当たって	は、住民	や医療	寮従事
		(1	① 特特 接 ② 医保個 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	消費を受ける。	系半づこ事こい所系 半 引るうく対の係て得るう 子健健予す要るも税健 健 所	康族音には は まま は まま は まま は まま は まま は まま まま まま まま	寸付いる。 対は、 は、 は	ち、医療 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ き き も き き も も も も	関する非課税 との支給に係った者は関する関するとする関するのままででである。 は、おいまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	る 害 非 た の 預 え る	付と同様。 税 終病にかか 同様の危機 の利子所得 者又は遺族)。 いる等 管理注 等の 等 年金を	した場合 法制(災 非課税 ·受けて	るの療養後 害対策基 いる遺族	給付の 基本法、 €(妻に	うち、 、国民 :限る)
関係	条文	業				对策特別抗	昔置法第	第 28 条第	5~7項、	第6	3条					
関係:	収					対策特別指 	告置法第 (平年		5~7項、 —		3条 —)	(単位	立:百万	5円)		
減	収込額	(礼) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注	型年の新つい新者の康これが、一年の大学の一般型の施型に理被うでででは、対解書し	アルエン 目的ルの要性に のフィを協力や済に を教済に	ザー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一) 対策の税 が発生し のあ済 は の数 済 間 は と に の が 表 は の で 数 さ る り る り る り る り る り る り る り る り る り る	世帯によった。 は一世をできる。 は一世をできる。 は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	F度) に基が にと接が にと接種に おなる およる およる およる およる およる およる およる およる およる およ	55~7項、 特ら ファー を	(る る 番 が対 や 。 は	一) 建康被害給付する。 等対策特別 策を実施す で医療等の扱	けや医 措置法 るに当 提供に。	療関係 に基づ 当たって よる罹患 용であり	者に対す く特定技 は、住民 景が生じた	接種やほ そや医療 た場合	医療関 療従事 には、
減見	収額・増加・関連を関する。	(礼) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注	型年の新つい新者の康これが、一年の大学の一般型の施型に理被うでででは、対解書し	アルエン 目的ルの要性に のフィを協力や済に を教済に	ザー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一) 対策の税 が発生し のあ済 は の数 済 間 は と に の が 表 は の で 数 さ る り る り る り る り る り る り る り る り る り る	世帯によった。 は一世をできる。 は一世をできる。 は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	F度) に基が にと接が にと接種に おなる およる およる およる およる およる およる およる およる およる およ	十 十 大 大 た は た た た は は な は は な は な は な な な な な な な な な な な な は な な な な な な は は な は は は は は は は は は は は は は	(る措 ンの害いと所(し る で 対 や 。 は 要	一) 建康被害給付する。 等対策特別 策を実施す で医療等の扱	けや医 措置法 るに当 提供に。	療関係 に基づ 当たって よる罹患 용であり	者に対する特定は、新型イルる。	接種やほ そや医療 た場合	医療関 療従事 には、

	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号) ・特定接種に係る健康被害給付に係る規定(法第 28 条第 5~7 項) ・都道府県知事の要請に従い医療等を実施した者に対する損害補償の規定(法第 63 条)
	政策の 達成目標	_
合理性	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	_
ļ	同上の期間中 の達成目標	_
	政策目標の 達成状況	_
有	要望の措置の適用見込み	_
勃性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	_
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	なし
相	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	_
当 性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_
	要望の措置の 妥当性	_
	ページ	6—2

税負担軽減措置等の 適用実績	なし
税負担軽減措置等の 適用による効果 (手段 としての有効性)	_
前回要望時の 達成目標	_
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	_
これまでの要望経緯	なし
ページ	6—3